

○建設委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
16	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案	藤原房雄君 外二名 (五、二、五、四)	五、二三	五、三二 受領	五、二三 (予)可決 五、三三 可決	五、二三 (予)可決 五、三三 可決	
17	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案		五、二三	四、二二 受領	五、二三 (予)可決 四、二七 可決	五、二三 (予)可決 四、二一 可決	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	提出月日	予備送來へ提出月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
9	都市緑化促進法案	藤原房雄君 外二名 (五、二、五、四)	五、五、九	五、五、四 付託	五、五、四 可決	五、五、九 (予)可決	

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付）

五九、 一、二二 内閣提出

三、二七 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第一 奄美群島振興開発特別措置法の改正

- 一、この法律の有効期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長することとし、新たに昭和五十九年度を初年度とする五箇年の奄美群島振興開発計画を策定する
- 二、奄美群島振興開発基金について、役員任期を二年とするとともに、内閣総理大臣及び大蔵大臣に提出する事業報告書に監事の意見を付けるものとする。

第二 小笠原諸島振興特別措置法の改正

この法律の有効期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長することとし、現行の小笠原諸島振興計画を五箇年から十箇年に延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発または振興を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の有効期限を五カ年間延長して、新たに奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島振興計画の改定を行い、これらに基づく事業を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、奄美群島並びに小笠原諸島における計画に基づく事業の成果と今後の方向、産業、教育文化の振興、交通・生活基盤の整備及び硫黄島問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村田理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民

連合の各会派共同提案の四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）（衆議院送付）

五九、 二、二二二 内閣提出

四、一二二 衆可決

四、二〇〇 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国が災害復旧事業費の一部を負担する公共土木施設に、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び下水道を追加するものとする。

二、国が事業費の一部を負担する災害復旧事業に係る一箇所（一箇所）の工事の費用の最低額を都道府県及び指定市にあつては六十万円、指定市を除く市町村にあつては三十万円に

引き上げるとともに、一箇所の工事の範囲を五十メートルに拡大するものとする。

三、災害復旧事業費の剰余金を他の災害復旧事業に使用する場合の主務大臣の認可を廃止するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法と一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共土木施設に係る災害復旧事業費の国庫負担制度の改善合理化を図るため、国庫負担対象施設の追加、一箇所工事の採択限度額の引き上げ及び範囲の拡大並びに剰余金使用手続の簡素化等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、大東水害訴訟の最高裁判決と今後の治水行政のあり方、本法施行に伴う地方公共団体の財政負担の増減、改良復旧制度の活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

